

17 教育・研究

(1) 学習者本位の教員の在り方【平成 21 年中に措置】

地域や学校の実情にあわせて多様な人材が教育に携わるためにも、特別免許状の授与を前提とした採用選考が低水準にとどまっている現状を改善し、採用権限を有する教育委員会は特別免許状の授与を前提とした採用の積極化に取り組む。

特別免許状の授与を前提とした免許状を有しない者の採用選考を積極的に行なうことは、既に「規制改革推進のための 3 か年計画(改定)」(平成 20 年 3 月 25 日閣議決定)として閣議決定されている。文部科学省もその旨周知を図り、実施状況を調査しているところであるが、特別免許状については、その授与件数が拡大していない。

小学校においても優れた資質能力をもった多様な人材を確保することが重要であり、要件を満たす者であれば、特別免許状を授与し、担任を持つことができる旨を周知することも含め、小学校教員への特別免許状の授与促進を図るよう促す。更に、特別免許状の授与に当たって、授与した都道府県内のみで有効であること等の要件があるが、より幅広く優秀な人材を安定的に確保するためにも、都道府県を越えて特別免許状を活用する必要性が生じた場合における柔軟な取り扱いを図るなどの運用上の工夫も重要である。

採用権限を有する教育委員会が特別免許状の授与を前提とした採用を行う場合には、特別免許状の授与件数を増やすため、免許状を有しない者も応募できる旨を募集要項に明記して、志願者側にも積極的な広報を通じて周知徹底する等の工夫された取組が必要である。

文部科学省は、上記を踏まえた上で、特別免許状の授与を前提とした採用選考が積極的に行われるような工夫の内容を例示し、各都道府県及び指定都市教育委員会に対してその趣旨を周知徹底し、授与件数の増加や授与教科の拡大など特別免許状の活用を更に促す。

あわせて、普通免許状取得の前提となる大学等における教職課程等が、教員としての適切な資質を担保する適切な機能を果たしているのか、検証する。(教育イ b)

(2) 学校選択制の普及促進

学校選択制の普及促進【平成 21 年中に措置】

学校選択制については、地域の実情に応じた普及を図る。

文部科学省のアンケート結果によれば、学校選択制を導入している 128 の自治体のうち、「学校と地域との連携が希薄になった」と回答しているのは 8 の自治体であることを踏まえると、学校選択制を導入したとしても、必ずしも「学校と地域との

連携が希薄になる」わけではないと考えられることから、「学校と地域との連携が希薄になる」ことを理由に学校選択制を導入していない自治体においても学校選択制を導入することができる可能性があるということができる。

文部科学省は、学校選択制を導入している自治体においても「地域との連携が希薄になるおそれがある」ことを理由に、学校選択制の見直しを行っている自治体があることに留意しつつ、学校選択制の地域の実情に応じた普及の参考に資するよう、学校選択制を導入して既に具体的な成果を収めている教育委員会の具体的な事例も交えながら、各市町村教育委員会に対して情報提供する。（教育イ e）

相当と認められる就学校の変更理由【平成 21 年中に措置】

「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」が単なる事例ではなく、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 8 条に基づき、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい具体的な事由であるとの文部科学省の見解が示されている。

また、就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示していない場合には、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 32 条違反となるため早急に是正される必要がある。

以上のことから、文部科学省は、就学校の変更に関する事務の適切な運営が市町村教育委員会において確保されるように、就学校の変更を相当と認める具体的な事由については、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」が単なる事例ではなく、学校教育法施行令第 8 条に基づき、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい具体的な事由であるという文部科学省の見解とともに、具体的な事例に基づいた参考資料を作成するなどして、周知する。また、就学校指定通知における保護者の申立ができる旨の明示については、その実施状況を把握し、必要な指導・助言等を行う。（教育イ c）

(3)児童生徒・保護者による学校評価制度・教員評価制度の確立【平成 21 年中に措置】

授業、学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するとともに、各学校の状況に応じて、教員及び各教科を対象とするなど、授業改善に適切に活用できるよう取組を促す。

評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施、評価者が特定されない回収方法等を含めて具体的な手法の例を紹介し、促す。

また、評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するとともに、学校及び教育委員会が教員自らの教育指導及び授業の改善をはじめとする学校の教育等の改善のため、適切に活用するよう促す。

このため、文部科学省は、既に取組を進めている学校の事例など具体的な事例を紹介する。(教育イ d)

(4) 全国学力・学習状況調査における学校ごとの結果公表等【平成21年度中に措置】

全国学力・学習状況調査の調査結果については、学校や教員の学力向上努力が適切に促されることとなるよう、文部科学省は、教育委員会等に、さまざまな公表事例の情報提供や助言等を行うとともに、調査結果が学校ごとの教育施策や教員の指導方法の改善に資する資料として活用されるよう引き続き周知する。(教育イ c)

(5) 公立の中高一貫教育に関する問題点の是正【平成21年度中に検討開始】

文部科学省は、「中高一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部改正について」(平成10年6月26日付け文部省初等中等教育局長・教育助成局長通知)において、中高一貫教育制度の趣旨について周知している。

中高一貫教育制度は、平成11年度の導入から約10年が経過していることを踏まえ、中高一貫教育に関する成果と課題について実態把握を行う。

その上で、中央教育審議会において、各界の意見を聴取した上で、中高一貫教育制度について、現段階における検証を行い、改善方策等について検討する。(教育イ)

(6) 懲戒処分の不適切な運用の是正【平成21年度中に措置】

高等学校の生徒に対する自主退学、自宅謹慎、学校内謹慎、訓告等の懲戒等については、例えば、解除の基準が明らかでない無期限の自宅謹慎が事前に十分な説明のないままなされる等、社会通念上妥当性を欠くものであってはならず、学校教育法の懲戒処分よりも実質的に重いもの、不透明なもの、不公平なもの、趣旨・内容・責任者の不明確なものなどを行うことは明らかに適切でない。これらの懲戒等は社会通念上妥当性を欠くような態様で行われるべきではなく、また法的効果を伴う懲戒についても、生徒の個々の状況に十分留意して、あくまでも法令に基づき可能な範囲内で行われるべきものである。

教育現場においてこのようなことが徹底されるよう、高等学校段階における懲戒に関する基準の有無、基準の生徒・保護者等への周知状況等について、文部科学省は、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について」(平成20年3月10日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)を踏まえた対応が学校や教育現場においてとられているか調査する。

当該調査の結果、懲戒の内容及び運用について、基準が明確でなく、社会通念上妥当性を欠く事例が多く認められた場合には、懲戒処分の不適切な運用が是正されるよう、文部科学省は高等学校の設置者である教育委員会に対し、適切な対応が具体的か

つ迅速になされるよう、早急に再度文書をもって指導を徹底する。(教育イ b)

(7) 教員の採用・昇任における公正性の向上【平成 21 年度中に措置】

文部科学省は、採用選考の透明性・客觀性を高め、採用が厳正かつ公正に行われるこことにより教育への信頼が確保されるよう、各教育委員会が実施している採用・昇任における取組を周知することにより、改善を促す。

具体的には、文部科学省は、学力試験問題や採用選考方法・基準の公表や面接官の多様な構成など、各教育委員会が実施している採用・昇任における具体的プロセスや取組内容について、詳細に調査し、透明性を持って公正に行っている教育委員会の取組内容を他の教育委員会に紹介することにより継続的に取組を促す。

また、採用については、各教育委員会において大学別の合格者数を公表するなど、採用プロセスにおいての公正性が確保されているかを検証可能とする。

特に、採用面接における評価方法について、求める教員像に基づいた指標を導入するなど、公正かつ透明性の高い人物重視の面接方法となるよう各教育委員会に促す。

あわせて、採用選考においては、政治家や教育関係者、またはその意向を受けた者からの不正な行為の働きかけを防止するための取組を促す。

また、昇任選考について、透明性、公正性を確保し、有能で意欲のある者が登用されるよう、自薦制・希望者受験制度の導入、問題や選考基準の公表など教育委員会における改善事例を紹介する。

以上により、不正の発生を未然に防ぐ、あるいは採用・昇任の透明性・公正性・客觀性を不斷に高めることを促す。

さらに、現在文部科学省ホームページに設置されている意見窓口を引き続き活用し、情報の把握に努める。(教育イ)

(8) 教育パウチャー制度の研究・検討【平成 21 年度中に措置】

教育再生会議第3次報告(平成 19 年 12 月)における「パウチャー的な考え方を取り入れた『学校選択制と児童生徒数を勘案した予算配分による学校改善システム』」をモデル事業として実施するとの提言を踏まえ、学校選択制が導入されている地域において、児童生徒数等に基づく予算配分が学校のインセンティブを高め教育の質の向上を図る手立てとして有効なのか、あるいは地域間・学校間で教育水準の格差を生じさせるのか等について評価・検証を行いながら、国内外の文献調査など必要な調査を行う。(教育ア b)

(9) 教職大学院の修了者の採用・待遇における公平性の確保【平成 20 年度中に措置】

各都道府県教育委員会、独自の採用を行う市町村教育委員会及び教職大学院を設置

する可能性のある教員養成系大学・学部等に対して、教職大学院修了者の採用・処遇について、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先驗的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適當ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを、引き続き周知する。（ 教育ウ c ）

（10）大学における教員養成課程の設置基準の緩和【平成21年度中に措置】

教員の資質向上のために、多様な人材に門戸を開放し、世の中から広く人材を募るために、小学校教諭の教職課程の認定基準は、「教科に関する科目」に開設する授業科目は、小学校全9教科ごとに開設されなければならないこととなっているところ、中学校・高等学校教諭の教職課程の認定基準である、他学科等において開設する授業科目や他大学聽講の単位をあてることができるという基準に緩和し、選択肢を増やすことでその結果より多くの大学等に小学校教諭の教員免許課程を認定することができるよう、教職課程認定基準の見直しを検討する。（ 教育ウ ）

（11）教育と研究の適切な評価に基づく公費配分ルールの見直し等【平成21年度中に措置】

大学が行う教育や研究の質を高めることを目的とし、教育と研究それぞれについて適かつ厳正に評価し、公平で効率的な公費の配分を行う必要がある。また、その前提として大学における会計を教育と研究に分離するという考え方もあるが、現状では教育・研究への按分のルールが未構築となっている。

このため、大学の会計システムを教育と研究に分離することの効果や課題等について、文部科学省は、幅広い調査・研究を早急に行う。（ 教育ウ c ）

（12）競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築【平成21年度中に検討・結論】（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

研究者個人のアイディアの独創性や可能性を重視する分野や若手研究者等を主な対象とする分野などを除いて、研究の評価手法が既に確立している分野の競争的研究資金の審査については、研究成果の予定を記した事前の計画書の内容に即して行うだけではなく、研究者の研究遂行能力を示している過去の研究実績を適切に評価し、将来の成果があがる可能性が高い研究者に、競争的研究資金を重点的に配分する。

競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究（以下「政策課題対応型研究開発」という。）」のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣

旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、以下に掲げる内容を審査要領等に記載し、それに基づいた審査・評価を行うよう図る。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行うよう図る。その際、関係府省においては、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」（平成19年6月14日 総合科学技術会議基本政策推進専門調査会）を踏まえることとする。（教育工）

研究者の自由な発想に基づく研究

ア 審査

学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対するイの基準に基づく学術的成果など、研究者の研究遂行能力を示している過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、研究者としての評価を過去実績を十分考慮して行った上で、研究助成の採否を決定するよう図る。その際、研究者個人のアイディアの独創性や可能性を重視する分野や若手研究者等を主な対象とする分野などを除いて、研究成果の予定を記した事前の計画書の内容だけではなく、過去実績も適切に評価するよう審査要領に明記する。

イ 事後評価

上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを研究分野の特性を踏まえ、事前の申請に係る研究計画に原則として基づいて厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用するよう図り、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、評価においてこれらの活用を図るとともに、学術的な成果については、採択された各研究課題ごとに、定量化されたものについては結果を公表する。

また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。

政策課題対応型研究開発

ア 審査

政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績についての基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を、研究者の研究遂行能力を示している過去実績も十分考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定するよう図る。その際、研究者個人のアイディアの独創性や可能性を重視する分野や若手研究者等を主な対象とする分野などを除いて、研究成果の予定を記した事前の計画書の内容だけではなく、過去実績も適切に評価するよう審査要領に明記する。

イ 事後評価

採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を評価する仕組みを確立するとともに、具体的な実績については、採択された各研究課題ごとに、定量化されたものについては結果を公表する。また、事後評価を、事前の申請に係る研究計画に原則として基づいて厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。